

# 厚木市文化芸術振興条例 運用状況報告書

【対象年度：令和6年度】

令和7年7月

厚木市 産業文化スポーツ部 文化魅力創造課

## 厚木市文化芸術振興条例

本市では、自治を推進する上で最も尊重すべき条例である「厚木市自治基本条例」及び国が、平成13年に制定した「文化芸術振興基本法（現文化芸術基本法）」に則り、本市における文化芸術振興に関して定めた初めての計画である「厚木市文化芸術振興プラン」の実効性をより一層高めるために、厚木市文化芸術振興条例を平成24年12月25日に公布・施行しました。

この条例では、市、市民及び文化芸術団体の役割等を明らかにするとともに、文化芸術の振興に当たっては、共に連携し、協働して取り組むことや文化芸術の振興に関する基本的な計画の策定の義務等を規定しています。

平成25年6月には、厚木市文化芸術振興委員会を設置し、専門的で多角的な意見や提案をいただくとともに、本条例の運用状況の点検をいただいています。

平成28年度、令和2年度及び6年度に厚木市文化芸術振興委員会から提出された厚木市文化芸術振興条例の運用状況に係る意見書に基づき、本条例の運用状況について精査をし、条例は順調に運用されていると評価し、引き続き条例に基づき文化芸術の振興を図っています。

令和3年3月に策定をした「第2次厚木市文化芸術振興計画第1期基本計画」は、令和3年4月を始期とする第10次厚木市総合計画「あつぎ元気プラン」の個別計画であり、令和8年度までの6年間の計画を推進しています。また、基本理念「人・まち・自然が響きあうあつぎの文化芸術を創造する」の実現を目指し、本基本計画の4つの基本方針と14の基本施策に基づき、令和8年度までの3年間に実施する具体的な事業をまとめた「第2次厚木市文化芸術振興計画第1期基本計画後期実施計画」を策定し、計画を推進しています。

この条例の目的に「人、まち及び自然が響きあうあつぎの文化芸術を創造する」ことを規定しています。この条例の目的を実現するとともに条例の実効性を高めるための施策等として第7条から第11条において規定しています。

第1条 目的

第2条 基本原則

第3条 市の責務

第4条 市民による文化芸術の継承及び創造

第5条 文化芸術団体の役割

第6条 基本計画

第7条 文化芸術の継承等

第8条 市の自然等をいかした文化芸術の創造

第9条 創造的活動を行う者等の育成の支援

第10条 市民の鑑賞等の機会の充実

第11条 文化芸術に関する情報の収集及び発信

第12条 文化芸術振興委員会

第13条 評価等

第14条 委任

附則

## (目的)

第1条 この条例は、厚木市自治基本条例（平成22年厚木市条例第25号。）の趣旨にのっとり、文化芸術の振興に関する基本的な事項を定め、並びに市、市民及び文化芸術団体の役割等を明らかにすることにより、人、まち及び自然が響きあうあつぎの文化芸術を創造し、もって心豊かな市民生活と活力に満ちた地域社会の実現に寄与することを目的とする。

## (基本原則)

- 第2条 文化芸術の振興に当たっては、市民が文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができるような環境の整備が図られなければならない。
- 2 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術に関する活動（以下「文化芸術活動」という。）を行う市民の自主性及び創造性が十分に尊重されなければならない。
  - 3 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術が大切に育まれ継承されるとともに、多様で特色ある文化芸術が発展するよう配慮されなければならない。
  - 4 文化芸術の振興に当たっては、市、市民及び文化芸術活動を行う団体（以下「文化芸術団体」という。）が連携し、及び協働して取り組まなければならない。

## (市の責務)

- 第3条 市は、文化芸術の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するものとする。
- 2 市は、文化芸術の振興に関する施策を効果的に推進するため、国及び神奈川県その他の地方公共団体との連携に努めるものとする。

## (市民による文化芸術の継承及び創造)

第4条 市民は、第2条に規定する基本原則の理解の下、文化芸術活動への参加を通じて、文化芸術の継承及び創造の担い手となることができる。

## 令和6年度厚木市文化芸術振興条例運用状況

### (文化芸術団体の役割)

第5条 文化芸術団体は、自主的かつ創造的に文化芸術活動を推進するとともに、文化芸術活動に参加する市民との協働により、当該活動の充実に資するよう努めるものとする。

### 運用状況

文化芸術団体の文化芸術活動を推進するため、事業に対する補助金を交付することで、その活動の活性化を図りました。また、文化会館等の文化芸術拠点施設においても文化芸術の振興を図るための様々な事業が開催されました。

#### 1 厚木市文化協会 加盟20団体

文化芸術団体の様々な活動について20団体に補助金を支出

主な実施事業：美術会会員展（厚木市美術会）、箏曲発表会（厚木市箏曲会）、  
会誌発行事業（県央史談会）

#### 2 厚木市音楽協会 加盟6団体

文化芸術団体の様々な活動について6団体に補助金を交付

主な実施事業：ジョイフルジョイントコンサート（厚木市民吹奏楽団）、  
定期演奏会（厚木交響楽団）

#### 3 アミューあつぎ 文化芸術拠点施設

あつぎ市民交流プラザ 利用率 60.3% 利用者数 249,294人

あつぎアートギャラリー 利用率 60.3% 利用者数 30,066人

#### 4 公益財団法人厚木市文化振興財団

文化振興財団が行う管理運営及び文化事業に要する経費について補助金を  
交付

##### (1) 市民文化の創造及び育成に関する事業

3事業

主な実施事業：厚木シアタープロジェクト、どこでもピアノ

##### (2) 市民文化の普及及び振興に関する事業

18事業

主な実施事業：ミロードジャズゲート、0歳からの音楽会、私だけのスタインウェイピアノ～大ホールでスタインウェイピアノを弾い

てみよう♪～

(3) 芸術文化の鑑賞機会の提供に関する事業

12事業

主な実施事業：New classic generation 石田泰尚×清塚信也 Only one concert、小曾根真 No Name Horses 20年目のthe day 1

5 文化会館 文化芸術拠点施設

大ホール	利用率	73.5%	利用者数	31,976人
小ホール	利用率	85.3%	利用者数	10,069人
展示室	利用率	57.4%	利用者数	3,250人
集会室	利用率	80.9%	利用人数	3,315人
和室	利用率	45.8%	利用者数	849人
会議室	利用率	46.0%	利用者数	1,324人
合計			利用者数	50,783人（前年比110%増）

※令和6年12月31日まで改修工事のため休館

※参考（過去5年間の利用者数）

年度	利用者数
令和5年度	46,375人
令和4年度	153,639人
令和3年度	75,996人
令和2年度	30,237人
令和元年度	216,797人

6 あつぎ郷土博物館 文化芸術拠点施設

来館者数 33,951人

(1) 展示会

特別展示1回、企画展示4回

(2) 各種講座

展示会関連講座12回、その他講座62回、出前講座19回（小学校12校含む）

(3) 基本展示室内の展示替え 21回

## (基本計画)

第6条 市長は、文化芸術の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、文化芸術の振興に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 市長は、基本計画を策定しようとするときは、厚木市文化芸術振興委員会の意見を聴かななければならない。

### 運用状況

計画期間を6年間とした厚木市文化芸術振興計画第2期基本計画が令和2年度をもって満了したことから、文化芸術振興委員会や、市民を対象とした意向調査等、多角的に検討を重ね、市民意識調査・市民満足度調査(令和3年度より市民実感度調査)等の結果も踏まえながら、計画を策定し、令和3年4月から計画をスタートしました。

#### 1 第2次厚木市文化芸術振興計画第1期基本計画

厚木市文化芸術振興委員会において策定した同計画は、第10次厚木市総合計画との整合性を図り、基本理念は、厚木市文化芸術振興計画から引き続き継承し、「人・まち・自然が響きあうあつぎの文化芸術を創造する」としました。

計画期間は2021（令和3）年度からスタートし、2026（令和8）年度までの6年間とします。

#### 2 第2次厚木市文化芸術振興計画第1期基本計画実施計画

厚木市文化芸術振興委員会において策定した同計画は、第2次振興計画第1期基本計画の基本理念を目指す、基本方針・基本施策に基づく事業であり、令和3年度から令和5年度までの3年間の前期、令和6年度から8年度までの3年間の後期実施計画に位置付けました。

後期実施計画事業には、基本施策を具現化する個別事業として、総合計画事業として、56事業、経常経費・その他事業として36事業、予算計上のない事業として10事業の計102事業を選定し、各担当課において事業を実施しました。

## (文化芸術の継承等)

第7条 市は、文化芸術の継承及び発展を図るため、伝統芸能等の後継者の育成の支援その他の文化芸術が適切に保存され、又は活用されるために必要な施策を講ずるものとする。

### 運用状況

伝統芸能等の後継者の育成の支援や文化芸術が保存、活用されるために必要な施策を講ずるため、3課13事業を実施し、総合評価はA、達成率は約95%となりました。

主な実施事業として、郷土文化を継承・保存・活用するために行う体験講座や、特別公演の実施を始め、後継者の育成や市史の編さん等の後世に継承するための事業、文化財の保存のための補助金支出等を位置付けています。

総合評価がBの「6 郷土芸能事業」については、公演等の鑑賞者数が目標値に達しなかったため達成率が低くなっています。

**参照**対象事業一覧P5～13

【事業例】 6 郷土芸能事業、16 指定文化財保存修理等補助金など

## (市の自然等をいかした文化芸術の創造)

第8条 市は、特色ある文化芸術の創造を図るため、本市の豊かな自然、歴史、風土等の文化資源をいかした取組その他の必要な施策を講ずるものとする。

### 運用状況

文化芸術の創造を図り、豊かな自然、歴史、風土等の文化資源をいかしながら必要な施策を講ずるため、7課10事業を実施し、総合評価はA、達成率は90%となりました。

主な実施事業として、市独自の景観をいかした野外彫刻造形展、豊かな自然をいかした緑のまつり等屋外でのイベント等を位置付けています。

「2 あつぎ飯山桜まつり開催事業」については、来場者数が目標値に達しておらず、また、担い手不足等の課題によりイベント全体の見直しが求められているため、総合評価がCとなっています。

**参照**対象事業一覧P1～4、71～75

【事業例】 2 あつぎ飯山桜まつり開催事業、3 野外彫刻造形展開催事業など

## (創造的活動を行う者等の育成の支援)

第9条 市は、文化芸術に関する創造的活動を行う者、それを支える活動を行う者等の育成を図るための環境整備、創造的活動の成果を発表する機会の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

### 1 運用状況

文化芸術の担い手の育成や環境整備、成果の発表の機会の施策を講ずるため7課39事業を実施し、総合評価はA、達成率は約95%となりました。

主な実施事業として、地域での文化芸術活動を活性化するための補助金及び交付金や、地域での文化芸術の支援や成果を発表する機会の提供を行う事業を位置付けています。

活動支援に係る補助金や交付金の支出については、計画どおりに事業の推進が図られましたが、文化芸術イベント等において来場者数等が目標値を達成しなかった事業については達成率が低くなっています。

総合評価がBの「31 市民文化祭開催事業」については、文化会館改修に伴う会場変更により、来場者数を制限した結果、来場者数が目標値に達しなかったため達成率が低くなっています。

**参照**対象事業一覧 P22～30、39～47、62～64、76～82

【事業例】 31市民文化祭開催事業、98厚木青少年音楽コンクール補助金など

## (市民の鑑賞等の機会の充実)

第10条 市は、市民が文化芸術を鑑賞し、又は市民自らが文化芸術活動を行うことができる機会の充実を図るため、文化芸術に関する公演、展示等の拠点の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

### 1 運用状況

文化芸術の鑑賞や活動の充実を図り、拠点の整備など必要な施策を講ずるため7課21事業を実施し、総合評価はA、達成率は約90%となりました。

主な実施事業として、文化芸術の拠点施設である厚木市文化会館、あつぎ郷土博物館等での多彩な事業の展開や、本厚木駅周辺や市内公共施設等でのイベント実施、動画配信を利用した取組等、身近に文化芸術が親しむ機会の提供を行う事業を位置付けています。

総合評価がBの「78 食ブランド推進事業」については、「観光情報の発信が充実していると思う市民の割合」が目標値に達しなかったため、達成率が低くなっています。

**参照**対象事業一覧 P14～21、31～34、56～61

【事業例】 21市民芸術祭開催事業、25文化推進事業補助金など

## (文化芸術に関する情報の収集及び発信)

第11条 市は、文化芸術に関する情報を収集し、市民及び文化芸術団体と協働してその情報を市内外に発信することにより、文化芸術を通じた交流が促進されるよう努めるものとする。

### 1 運用状況

文化芸術の情報を市内外に発信し、文化芸術の交流が促進されるよう努めるため、5課 11 事業を実施し、総合評価A、達成率は約 85%となりました。

主な事業として、SNS を活用した市内外への文化芸術情報の発信や、国内外の友好都市との文化交流事業があります。

総合評価がBの「83 国際交流事業補助金」は、民間団体等による国際交流活動に対する補助金交付件数が目標値に達成していないため達成率が低くなっています。

**参照**対象事業一覧 P35～38、65～70

【事業例】 46 魅力発信事業、82 海外友好都市等受入派遣事業など

## (7 条～11 条の全てに関わる事業)

### 運用状況

第7条～第11条全てに関わる事業として4課8事業を実施し、総合評価はA、達成率は約 96%となりました。

主な事業として、文化芸術活動に対する補助金の支出や文化芸術関係団体と協働し、文化芸術の発表の場と鑑賞の場を提供する事業、市民講師による文化芸術講座の開催があります。一部、会場変更等により出演者数等が目標値を達成していないため達成率が低い事業もありますが、概ね計画どおり事業の推進が図られています。

**参照**対象事業一覧 P48～55

【事業例】 69 あつぎミュージックフェスティバル開催事業補助金など

## (文化芸術振興委員会)

第12条 市長は、この条例の運用状況の点検等を行うため、市民等で構成する厚木市文化芸術振興委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 市長は、毎年度、この条例の運用状況について、委員会に報告しなければならない。

3 委員会は、この条例の運用状況について、市長に意見を述べることができる。

4 委員会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

### 運用状況

厚木市文化芸術振興委員会では、令和6年度に1回の会議を開催し、文化芸術振興条例に基づき同条例の運用状況の点検のほか、厚木市文化芸術振興計画第2期基本計画の基本理念の下、3つの基本方針を目標とした様々な分野にわたる具体的な各基本施策及び個別事業について検証していただきました。

### (評価等)

第13条 市長は、委員会の意見を踏まえ、4年を超えない期間ごとに、この条例の運用状況の評価し、その結果に基づき必要に応じた措置を講ずるものとする。

厚木市文化芸術振興条例が、平成24年12月に制定されてから、平成28年度、令和2年度及び6年度に運用状況の評価が、厚木市文化芸術振興委員会で行われました。結果は、「条例の改正は不要」と意見書をいただきました。

### (委任)

第14条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

## 厚木市文化芸術振興条例 条文別総合評価一覧

※総合評価の方法：各事業については、1年間の総合評価をA～Cで評価することとなっているが、それぞれA=3点、B=2点、C=1点と数値化し、1年間の総合評価を数値化した最大値から、80%以上の割合の場合はA、50%以上の割合の場合はB、50%未満の割合の場合はCとして、評価した。

(算出方法例)

条文7条について、総合評価Aの数が4事業、Bの数が6事業、Cの数が1事業。

A=3点、B=2点、C=1点と数値化し、それぞれの事業数を掛けると、 $(3 \times 4) + (2 \times 6) + (1 \times 1) = 36$ 点となる。

全ての事業がAの評価だった場合の最大数値は、 $3 \times 13 = 39$ 点となり、 $36 \div 39 = 92.31\%$ と導き出せるため、Aの割合が80%以上となり、総合評価をAと算出できる。

条文	事業番号	実施計画		事業の総合評価	条文ごとの総合評価	
		事業名・取組名	担当課		総合評価	達成率
7条 (文化芸術の継承等)	6	郷土芸能事業	文化魅力創造課	B	A	94.87%
	7	あつぎ郷土博物館活動推進事業	文化魅力創造課	A		
	8	あつぎ郷土博物館特別展示事業	文化魅力創造課	A		
	9	市史編さん事業	文化魅力創造課	A		
	10	教育資料提供事業	教育研究所	B		
	11	古民家岸邸運営事業	文化魅力創造課	A		
	12	埋蔵文化財事業	文化魅力創造課	A		
	13	郷土芸能振興支援事業交付金	文化魅力創造課	A		
	14	郷土芸能伝承補助金	文化魅力創造課	A		
	15	市指定文化財保存管理奨励交付金	文化魅力創造課	A		
	16	指定文化財保存修理等補助金	文化魅力創造課	A		
	17	学校給食郷土料理(小学校)	学校給食課	A		
	18	学校給食郷土料理(中学校)	学校給食課	A		
8条 (市の自然等をいかした文化芸術の創造)	1	あつぎ鮎まつり開催事業	商業観光課	A	A	90.00%
	2	あつぎ飯山桜まつり開催事業	商業観光課	C		
	3	野外彫刻造形展開催事業	文化魅力創造課	A		
	4	緑のまつり開催事業	公園緑地課	A		
	5	七沢自然ふれあいセンター作品展示事業	生涯学習課	A		
	88	【再】地下道活性化事業	企画政策課	A		
	89	【再】野外彫刻造形展開催事業	文化魅力創造課	A		
	90	里地里山保全等促進事業	環境政策課	B		
	91	マナーアップ推進事業	生活環境課	A		
92	【再】古民家岸邸運営事業	文化魅力創造課	A			
9条 (創造的活動を行う者等の育成の支援)	28	電子図書館事業	中央図書館	A		
	29	あつぎミュージックフェスティバル開催事業補助金	文化魅力創造課	A		
	30	【再】市民芸術祭開催事業	文化魅力創造課	A		
	31	【再】市民文化祭開催事業	文化魅力創造課	B		
	32	【再】野外彫刻造形展開催事業	文化魅力創造課	A		
	33	文化芸術発信強化事業	文化魅力創造課	A		
	34	市民交流プラザ運営事業	生涯学習課	A		
	35	子ども読書活動推進事業	中央図書館	B		
	36	ブックスタート事業	中央図書館	B		
	37	こどもアート展事業	教育指導課	A		
	38	あつぎArtspot	文化魅力創造課	A		
	50	【再】市民活動サポート推進事業	市民協働推進課	A		
	51	地域づくり推進事業補助金	市民協働推進課	A		
52	全国大会等出場奨励事業	文化魅力創造課	B			

## 厚木市文化芸術振興条例 条文別総合評価一覧

※総合評価の方法:各事業については、1年間の総合評価をA～Cで評価することとなっているが、それぞれA=3点、B=2点、C=1点と数値化し、1年間の総合評価を数値化した最大値から、80%以上の割合の場合はA、50%以上の割合の場合はB、50%未満の割合の場合はCとして、評価した。

(算出方法例)

条文7条について、総合評価Aの数が4事業、Bの数が6事業、Cの数が1事業。

A=3点、B=2点、C=1点と数値化し、それぞれの事業数を掛けると、 $(3 \times 4) + (2 \times 6) + (1 \times 1) = 36$ 点となる。

全ての事業がAの評価だった場合の最大数値は、 $3 \times 13 = 39$ 点となり、 $36 \div 39 = 92.31\%$ と導き出せるため、Aの割合が80%以上となり、総合評価をAと算出できる。

条文	事業番号	実施計画		事業の総合評価	条文ごとの総合評価	
		事業名・取組名	担当課		総合評価	達成率
9条 (創造的 活動を行う者 等の育成 の 支援)	53	音楽協会事業補助金	文化魅力創造課	A	A	94.87%
	54	文化協会事業補助金	文化魅力創造課	A		
	55	文化振興財団補助金	文化魅力創造課	A		
	56	【再】文化推進事業補助金	文化魅力創造課	A		
	57	【再】指定文化財保存修理等補助金	文化魅力創造課	A		
	58	指定無形民俗文化財育成補助金	文化魅力創造課	A		
	59	厚木ユネスコ協会育成補助金	教育総務課	A		
	60	関東・全国大会等派遣費補助金	教育指導課	A		
	61	部活動指導協力者配置事業	教育指導課	A		
	62	部活動振興交付金	教育指導課	A		
	63	厚木市後援等名義使用承認事業	秘書課	A		
	64	厚木市教育委員会の共催及び後援の承認事業	教育総務課	A		
	79	多文化共生交流事業	市民協働推進課	B		
	80	公民館活動事業	市民協働推進課	A		
	81	【再】輝き厚木塾開設事業	生涯学習課	A		
	93	【再】市民文化祭開催事業	文化魅力創造課	B		
	94	地域子ども教室運営事業交付金	市民協働推進課	A		
	95	和田傳文学基金事業	教育指導課	A		
	96	【再】あつぎミュージックフェスティバル開催事業補助金	文化魅力創造課	A		
	97	【再】市民芸術祭開催事業	文化魅力創造課	A		
98	厚木青少年音楽コンクール補助金	文化魅力創造課	A			
99	【再】文化推進事業補助金	文化魅力創造課	A			
100	【再】こどもアート展事業	教育指導課	A			
101	【再】どこでも文化芸術事業	文化魅力創造課	A			
102	【再】あつぎArtspot	文化魅力創造課	A			
10条 (市民の鑑 賞等の機 会の 充実)	19	市民活動サポート推進事業	市民協働推進課	B	A	90.48%
	20	技能職団体連絡協議会補助金	産業振興課	B		
	21	市民芸術祭開催事業	文化魅力創造課	A		
	22	市民文化祭開催事業	文化魅力創造課	B		
	23	【再】野外彫刻造形展開催事業	文化魅力創造課	A		
	24	表彰事務	秘書課	A		
	25	文化推進事業補助金	文化魅力創造課	A		
	26	あつぎ文化魅力発信チャンネル	文化魅力創造課	A		
	27	どこでも文化芸術事業	文化魅力創造課	A		
	39	地下道活性化事業	企画政策課	A		
	40	【再】あつぎ郷土博物館活動推進事業	文化魅力創造課	A		
	41	【再】あつぎ郷土博物館特別展示事業	文化魅力創造課	A		
	42	【再】市民交流プラザ運営事業	生涯学習課	A		
	43	【再】どこでも文化芸術事業	文化魅力創造課	A		
44	【再】あつぎArtSpot	文化魅力創造課	A			

## 厚木市文化芸術振興条例 条文別総合評価一覧

※総合評価の方法：各事業については、1年間の総合評価をA～Cで評価することとなっているが、それぞれA=3点、B=2点、C=1点と数値化し、1年間の総合評価を数値化した最大値から、80%以上の割合の場合はA、50%以上の割合の場合はB、50%未満の割合の場合はCとして、評価した。

（算出方法例）

条文7条について、総合評価Aの数が4事業、Bの数が6事業、Cの数が1事業。

A=3点、B=2点、C=1点と数値化し、それぞれの事業数を掛けると、 $(3 \times 4) + (2 \times 6) + (1 \times 1) = 36$ 点となる。

全ての事業がAの評価だった場合の最大数値は、 $3 \times 13 = 39$ 点となり、 $36 \div 39 = 92.31\%$ と導き出せるため、Aの割合が80%以上となり、総合評価をAと算出できる。

条文	事業番号	実施計画		事業の総合評価	条文ごとの総合評価	
		事業名・取組名	担当課		総合評価	達成率
10条 (市民の鑑賞等の機会の充実)	73	にぎわい爆発あつぎ国際大道芸開催事業	商業観光課	A		
	74	にぎわいまちの魅力創造事業	商業観光課	A		
	75	まちなか活性化事業補助金	商業観光課	A		
	76	【再】あつぎ鮎まつり開催事業	商業観光課	A		
	77	【再】あつぎ飯山桜まつり開催事業	商業観光課	C		
	78	食ブランド推進事業	商業観光課	B		
11条 (文化芸術に関する情報の収集及び発信)	45	映像メディア活用事業	広報シティプロモーション課	B	A	84.85%
	46	魅力発信事業	広報シティプロモーション課	B		
	47	広報事業	広報シティプロモーション課	A		
	48	デジタルサイネージ維持管理事業	広報シティプロモーション課	A		
	49	【再】あつぎ文化魅力発信チャンネル	文化魅力創造課	A		
	82	海外友好都市等受入派遣事業	企画政策課	A		
	83	国際交流事業補助金	企画政策課	B		
	84	国内友好都市受入派遣事業	企画政策課	A		
	85	国内友好都市交流事業補助金	企画政策課	B		
	86	青少年自然文化体験研修事業	青少年課	A		
87	【再】多文化共生交流事業	市民協働推進課	B			
7～11条 の全てに関わる事業	65	市民活動推進補助金	市民協働推進課	A	A	95.83%
	66	市民協働推進事業	市民協働推進課	A		
	67	輝き厚木塾開設事業	生涯学習課	A		
	68	花の里創出事業	商業観光課	A		
	69	【再】あつぎミュージックフェスティバル開催事業補助金	文化魅力創造課	A		
	70	【再】市民芸術祭開催事業	文化魅力創造課	A		
	71	【再】市民文化祭開催事業	文化魅力創造課	B		
	72	【再】野外彫刻造形展開催事業	文化魅力創造課	A		